

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>改正案では、「NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うものとする。」と記載をしているが、当該記載に照らして認められ得る合理性のある短期の乗換勧誘とは具体的にはどういったものを想定しているのか。</p>	<p>「NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘」について、合理性があるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えられますが、そもそも「短期の乗り換え勧誘」が合理的なケースは限定的と考えています。</p> <p>例えば、投資先企業の財務状況の悪化など顧客の安定的な資産形成に向けた投資判断に影響を与えうる事象が発生した際に、顧客に対し、当該情報を提供した結果、顧客が売買を行う場合等は、仮に外形的には短期の乗り換え売買となったとしても、「合理性のない短期の乗り換え勧誘」には該当しないと考えられます。</p>
2	<p>回転売買のモニタリングに係る改正とあるが、どのような取引を回転売買と捉えているのか、事例等具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>なお、金融商品取引業者が、NISAの成長投資枠を利用している顧客に対し、市場動向、保有金融商品の評価損益や業績等の状況、又は顧客のライフステージに応じた投資意向を踏まえたポートフォリオの提案等、顧客の中長期の資産形成に資するための説明や投資提案を行うといった行為は、そもそも「短期の乗り換え勧誘」に該当しないケースが殆どであると考えますが、いずれにせよ、こうした真に顧客本位の観点から有益な行為まで否定するものではありません。</p>
3	<p>金商業者等監督指針IV-3-1-2(8)②の「NISA制度の趣旨等に鑑み、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うものとする。」という記載について、「短期の乗り換え勧誘は顧客の資産形成につながらない」として監督対象にしているのは、「合理性のない短期の乗り換え勧誘」であって、「合理性のある短期の乗り換え勧誘」が否定されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>前段については、合理性があるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えられますが、顧客の安定的な資産形成につながるかどうかという観点も考慮して当該判断がされるべきと考えられます。</p> <p>後段については、貴見を踏まえ、修正いたします。</p>
4	<p>金商業者等監督指針IV-3-1-2(8)②「合理性のない短期の乗り換え勧誘」について、乗り換えの期間に係る合理性の判断については、個々の乗り換えに関して顧客の安定的な資産形成につながるかどうかという観点で判断されるという理解で差し支えないか。また、その観点において「顧客の資産形成につながらないことから」については「顧客の安定的な資産形成につながらないことから」と修正し、観点の明確化を図っていただきたい。</p>	<p>金融経済教育については、政府のほか、日本銀行や金融業界においても取り組まれていると承知しており、「等」はこれらの先を表しています。</p> <p>また、関連法案の成立・施行を前提に、2024年中に金融経済教育推進機構が設立された後は、主に同機構において金融経済教育に係る取組みがなされる予定であり、同機構も「等」に含まれます。</p>
5	<p>金商業者等監督指針IV-3-1-2(8)①イに「政府等における金融経済教育」における「等」の具体的な内容について明らかにされたい。</p>	<p>金融経済教育については、政府のほか、日本銀行や金融業界においても取り組まれていると承知しており、「等」はこれらの先を表しています。</p> <p>また、関連法案の成立・施行を前提に、2024年中に金融経済教育推進機構が設立された後は、主に同機構において金融経済教育に係る取組みがなされる予定であり、同機構も「等」に含まれます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-2 (8) ②「NISA制度の趣旨等に鑑み」における「等」の内容について明らかにされたい。</p>	<p>NISA制度を利用する顧客の目的、知識、経験等が含まれます。</p>